文教委員会資料②

- 1 令和3年第4回定例会提出予定議案の説明
 - (6) 議案第173号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

資 料 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局(令和3年11月25日)

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	T
条例改正後	条例改正前
○川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に	○川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に
関する条例	関する条例
平成26年9月5日条例第36号	平成26年9月5日条例第36号
目次	目次
第1章 総則(第1条~第3条)	第1章 総則(第1条~第3条)
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準(第4条)	第1節 利用定員に関する基準 (第4条)
第2節 運営に関する基準 (第5条~第34条)	第2節 運営に関する基準 (第5条~第34条)
第3節 特例施設型給付費に関する基準 (第35条・第36条)	第3節 特例施設型給付費に関する基準 (第35条・第36条)
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準(第37条)	第1節 利用定員に関する基準(第37条)
第2節 運営に関する基準 (第38条~第50条)	第2節 運営に関する基準 (第38条~第50条)
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)
第4章 雑則(第53条)	
附則	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年	第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年
法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規	法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び
定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す	第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育
る基準を定めるものとする。	事業の運営に関する基準を定めるものとする。
【略】	【略】
(内容及び手続の説明並びに同意)	(内容及び手続の説明並びに同意)

第5条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供の開始に際第5条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供の開始に際 (以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の

しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者 (以下「利用申込者」という。)に対し、第20条に規定する運営規程の

条例改正後		
概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関す	_	
る事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重	1	
要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当	É	
該利用申込者の同意を得なければならない。		
(削除)		
(削除)	(
(削除)	-	
(削除)	/	
(削除)		
(削除)	;	

タだコムマグ

条例改正前

概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者からの申出があった場合に は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところによ り、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で あって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。) により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育 施設の設置者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 特定教育・保育施設の設置者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育施設の設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の設置者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者がファイルに記録された事項を出 力することにより文書を作成することができるものでなければならな

条例改正後	条例改正前
	V _o
(削除)	 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の設置
	者の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを
	電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
(削除)_	5 特定教育・保育施設の設置者は、電磁的方法により
	第1項に規定する重要事項を提供しようとするとき
	は、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる
	次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又
	は電磁的方法による承諾を得なければならない。
(削除)	(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施
	<u>設の設置者が使用するもの</u>
(削除)	(2) ファイルへの記録の方式
(削除)	6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設の設置者は、当該利用
	申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない
	旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重
	要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用
	申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
【略】	【略】
(内容及び手続の説明並びに同意)	(内容及び手続の説明並びに同意)
第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際して	[第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際して
は、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する規程の概要、第	第 は、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する規程の概要、第
42条に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、職員の勤務	8 42条に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、職員の勤務
の体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利	川の体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利
用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交	用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交
付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得	1
なければならない。	なければならない。
(削除)	2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定
	による文書の交付について準用する。

【略】

(特定教育・保育施設の設置者等との連携)

- |第42条||特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下||第42条||特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下| この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ 確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次 に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以 下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。
- 保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必 要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関 する支援を行うこと。
- (2)必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇(2)必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇 等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地 域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条 において同じ。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた 満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保 育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学 前子どもに限る。第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保 育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・ 保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受 け入れて教育・保育を提供すること。
- 確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全て を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととするこ とができる。
- (1)特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行(1)特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行

条例改正前

【略】

(特定教育・保育施設の設置者等との連携)

- この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ 確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次 に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以 下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
- (1)特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団(1)特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団 保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必 要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関 する支援を行うこと。
 - 等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地 域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条 において同じ。)を提供すること。
 - 満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保 育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学 前子どもに限る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当 該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に 基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供す ること。
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の 確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全て を満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととするこ とができる。
 - う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている| う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されている|

こと。

こと。

- (2)前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行 に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事 項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- 所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所に おいて代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模 保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保 育事業A型事業者等」という。)
- (2)事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘(2)事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘 案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める 者
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用し4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用し ないこととすることができる。
- り読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たっ て、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保 育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、満3歳未満保育 認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き 必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2)特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施(2)特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施 設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除 < ,) ,
- |業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるも||業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるも|

に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

条例改正前

- の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事 項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業 所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所に おいて代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模 保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保 育事業A型事業者等」という。)
 - 案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める 者
 - ないこととすることができる。
- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定によ(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たっ て、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保 育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、満3歳未満保育 認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き 必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - 設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除 <) ,
- 5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事

- の(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認め るものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切 に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設 (児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限 る。)
- 規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号 に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用 に係る市の補助を受けているもの
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第41条第116 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第41条第1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項の規定 にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門 的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する 障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければなら ない。
- 7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以 上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。) を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当 たって、同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めるこ とを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第128 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12 項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの (附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。) については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないこと ができる。
- 3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施

条例改正前

- の(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認め るものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切 に確保しなければならない。
- (児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限 る。)
- (2)児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に(2)児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に 規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号 に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用 に係る市の補助を受けているもの
 - 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第1項の規定 にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門 的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する **隨害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければなら** ない。
 - 上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。) を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当 たって、同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めるこ とを要しない。
 - 項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの (附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。) については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないこと ができる。
- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満 3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施

設の設置者等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に 資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施 設、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を実 施する者等との密接な連携に努めなければならない。

【略】

第4章 雑則

(電磁的記録等)

- 第53条 特定教育・保育施設の設置者等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。
- 2 特定教育・保育施設の設置者等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設の設置者等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。
- <u>(1)電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u>

条例改正前

設の設置者等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に 資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施 設、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を実 施する者等との密接な連携に努めなければならない。

【略】

(新設)

条例改正後 条例改正前

- ア 特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機と教育・保育 給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通 じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記 録する方法
- イ 特定教育・保育施設の設置者等の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付 認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子 計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記 載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受 けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の設置者等 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方 法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設の設置者等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設の設置者等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設の設置者等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法

条例改正後	条例改正前

による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意 の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付 又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条におい て「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項 とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるの は「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による 同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提 供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行 わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」 とあるのは「第6項において進用する前項各号」と、第4項中「第2項 とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよ う」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは 「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第 6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第 6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を 行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条 例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。